

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)</p> <p>(前 略) (特別休暇の事由及び期間)</p> <p>第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>6月から10月までの期間</u>における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第7号及び第10号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の<u>6月から10月までの期間</u>における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(8)～(10) } (略)</p> <p>2～4 } (中 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略) (年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号及び第11号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあつては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>	<p>(特別休暇の事由及び期間)</p> <p>第27条 } (同 左)</p> <p>(1)～(13) } (同 左)</p> <p>(14) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>6月から12月までの期間</u>における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(19) (同 左)</p> <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第54条 } (同 左)</p> <p>(1)～(6) } (同 左)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の<u>6月から12月までの期間</u>における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p> <p>(8)～(10) } (同 左)</p> <p>2～4 } (同 左)</p> <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 (同 左)</p>

<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度の6月から10月までの期間において、同表の日数の項に掲げる、休日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間</p>				<p>(1)～(6) (同 左)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度の6月から12月までの期間において、同表の日数の項に掲げる、休日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間</p>							
		1週間又は1年間の勤務日の日数		その他の事項				1週間又は1年間の勤務日の日数		その他の事項	
		5日	4日	3日	1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。				(同 左)		
		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。						
日数		3日	2日	1日			日数				
<p>(8)～(11) 2～4 } (略) (後 略)</p>				<p>(8)～(11) 2～4 } (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年7月27日から施行する。</p>							